

農林水産施策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。
- (2) 水田活用の直接支払交付金については、意欲ある農業者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。

2. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。
また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。
- (2) 農地中間管理機構については、農地の集積・集約が推進されるよう、施策の充実を図り、十分な関係予算を確保するとともに、利用権の設定期間の要件緩和などの事業改善を行うこと。
また、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

3. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策について、一層の財政措置を講じること。

4. 農山漁村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域

の実情に応じた取組みを推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

5. 地域の実情を踏まえた農地制度

- (1) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、移譲を求める都市自治体が指定を受けることができる制度とすること。
- (2) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう、改革を推進すること。

6. 鳥獣被害防止対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、新たな研究や技術開発の推進等、被害の防止について抜本的な取組みを行い、鳥獣被害防止総合対策を更に充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

7. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

8. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことにかんがみ、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

9. 森林整備の推進

(1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成 28 年度以降も継続し、必要な財政措置を講じるとともに、事務を効率化すること。

また、間伐等の森林施業や路網整備等を推進するため、森林整備事業の財政措置を拡充すること。

(2) 林業経営の安定化のため、担い手の確保、育成事業を一層推進し、必要な財政措置を講じること。

10. 水産振興対策の充実強化

(1) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。

(2) 漁港をはじめとする水産基盤の整備・補修・機能保全を図るため、必要な財政措置を講じること。